決まりました ~小郡市第6期介護保険事業計画について~

市は、小郡市第6期介護保険事業計画を策定し、平成27年度から29年度の3年間の介護保険料を決定しました。

介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、小郡市第6期介護保険事業計画の中で、平成27年度から29年度の3年間で市が必要とする介護保険サービスの総費用額(利用者負担を除く)を約120億円と見込んでいます。このうち22%(平成26年度までは21%)を65歳以上の人の介護保険料でまかなうこととなっていますが、このままでは保険料が高額となるため、介護給付準備基金を取り崩して充てるなどの減額対策を行い、これを

65歳以上の被保険者数で割ることによって、一人当たりの 平均保険料(保険料基準額)を算定しています。

第6期介護保険事業計画では、保険料基準額(一人当たりの平均保険料)を4,760円と決定しました。(第5期の月額4,100円から約16.1%の増額ですが、この基準額は県内で最低額です)

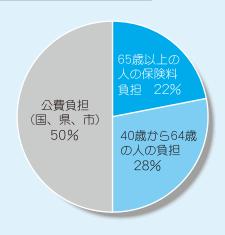
これまで基準額をもとに保険料を所得に応じて10段階に 設定していましたが、国の基準の変更に伴い11段階に見直 しました。

平成27年度の保険料の納付については、特別徴収(年金天引き)の人は、平成27年4・6月期を2月の保険料と同額で年金から天引きを行い、7月に平成26年中の所得をもとに保険料を決定します。また、昨年度と比べて保険料額が著しく上昇した人は、年間を通じて負担が平準化するように8月期で調整を行います。また、普通徴収の人は7月に保険料を決定し、7月から平成28年2月までの8期に分けて毎月納付書もしくは口座引き落としての納付となります。



介護保険料が第5期(平成24~26年度)と比較して上昇している主な理由は以下のとおりです。 ①65歳以上の方の負担割合が21%から22%へ増加

介護保険の財源内訳



②要介護認定者数の増加により介護保険の 費用額が上昇

小郡市の介護保険料基準額の移り変わり

第1期 (平成12~14年度)	3,040円
第2期 (平成15~17年度)	3,380円
第3期 (平成18~20年度)	3,950円
第4期 (平成21~23年度)	3,760円
第 5 期 (平成24~26年度)	4,100円
第6期 (平成27~29年度)	4,760円

第6期(平成27~29年度)の介護保険料が

平成27~29年度の介護保険料

(DISAN) 50 Ht.			
保険料段階	上段(年額)下段(月額)		対 象 者
第1段階	28,560円 (月額2,380円)	基準額×0.50	・生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老 齢福祉年金受給者 ・市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額+ 合計所得金額が80万円以下の人
第2段階	37,080円 (月額3,090円)	基準額×0.65	市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額+合 計所得金額が80万円超120万円以下の人
第3段階	42,840円 (月額3,570円)	基準額×0.75	市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の人
第4段階	51,360円 (月額4,280円)	基準額×0.90	市町村民税課税世帯のうち本人非課税で、課税 年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人
第5段階	57,120円 (月額4,760円)	基準額	市町村民税課税世帯のうち本人非課税で、課税 年金収入額+合計所得金額が80万円超の人
第6段階	68,520円 (月額5,710円)	基準額×1.20	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が 120万円未満の人
第7段階	74,160円 (月額6,180円)	基準額×1.30	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が 120万円以上190万円未満の人
第8段階	85,680円 (月額7,140円)	基準額×1.50	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が 190万円以上290万円未満の人
第9段階	97,080円 (月額8,090円)	基準額×1.70	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が 290万円以上450万円未満の人
第10段階	108,480円 (月額9,040円)	基準額×1.90	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が 450万円以上600万円未満の人
第11段階	114,240円 (月額9,520円)	基準額×2.00	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が 600万円以上の人

第6期小郡市介護保険事業計画では、 誰もが安心して暮らせるようにサービスを充実させていきます

第6期介護保険事業計画では事前に行った実態調査での「できるだけ長く自宅(居宅)で過ごしたい」「負担に見合ったサービスを受けたい」などのニーズを踏まえ、平成27~29年度の3年間で介護が必要な人を支える仕組みづくりとして、さまざまなサービスを新設・拡充させていきます。



新たに取り組むサービス

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護(29床以下の小規模特別養護老人ホーム) を整備します。

拡充させるサービス

・看護小規模多機能型居宅介護(「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」を一体的に 提供するサービス)を整備します。

◎問合せ先 介護保険課介護保険係(内線452・453)